

○山口県獣医学生修学資金貸付規則

昭和60年4月1日
山口県規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、県の機関等（県の機関又は県内にある畜産業の振興に資する家畜の診療施設で知事が指定するものをいう。以下同じ。）における獣医師の充実に資するために行う獣医学生修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて必要な事項を定めるものとする。

(貸付け)

第2条 知事は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）の農学部（これに相当する学部を含む。）の学生で獣医学を専攻し、又は専攻しようとするものであつて、将来県の機関等において獣医師としてその業務に従事しようとするものの申請により、その者に修学資金を貸し付けることができる。

第3条 修学資金は、貸付けの決定に係る月から大学を卒業する日の属する月までの間、毎月、次の各号に掲げる学生の区分に応じ、当該各号に定める額を貸し付けるものとする。

- 一 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学の学生
月額10万円
- 二 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する大学の学生
月額18万円

2 修学資金は、第9条各号に規定する事由が生じた日以前の期間については無利息とし、同日後の期間については利率年9パーセントとする。

(連帯保証人)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、一定の職業を有し、かつ、独立の生計を営んでいる者でなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は、その父又は母を充てることのできるものとする。

(貸付けの申請)

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、獣医学生修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 大学における学業成績表（学業成績表の提出が困難な者にあつては、その大学の発行する在学証明書又は入学許可書）
- (2) 履歴書、健康診断書及び戸籍抄本
- (3) 当該大学の学長又は学部長の推薦書（別記第2号様式）

(貸付けの決定)

第6条 知事は、前条の規定により獣医学生修学資金貸付申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該獣医学生修学資金貸付申請書を提出した者に通知する。

(貸付けの方法)

第7条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに当該年度分に係る獣医学生修学資金交付申請書（別記第3号様式）に保証書（別記第4号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

2 修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）で、引き続き修学資金の交付を受けようとするものは、毎年3月末日までに、翌年度分に係る獣医学生修学資金交付申請書に保証書を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸付けの取消し等)

第8条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けを取り消すものとする。

- (1) 退学し、1年を超える期間休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により修学資金の貸付けを取り消したときは、直ちにその旨を書面により、当該修学生及び連帯保証人に通知する。

3 知事は、修学生が休学したとき（1年を超える期間休学したときを除く。）は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の月の分として貸し付けられたものとみなす。

4 知事は、修学生が正当な理由がなくて第16条に規定する学業成績表及び健康診断書を提出しない場合には、修学資金の貸付けを1時保留することができる。

(返還)

第9条 修学資金は、次の各号の一に該当するときは、知事が書面により通知するところにより、当該各号に規定する事由が生じた日の翌日から起算して3月以内に返還しなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により修学資金の貸付けを取り消されたとき。
- (2) 大学を卒業した後、死亡したとき(貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和60年山口県条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号に該当するときに除く。)
- (3) 大学を卒業した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかつたとき。
- (4) 獣医師免許を取得した後、直ちに県の機関等において獣医師としてその業務に従事しなかつたとき。
- (5) 県の機関等において獣医師としてその業務に従事しなくなつたとき(条例第6条第1項第2号に該当するときに除く。)

(返還の債務の履行猶予)

第10条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、災害、疾病その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合には、その事由が継続する期間、修学資金の返還の債務(履行期限が到来していないものに限る。)の履行を猶予することができる。

- 2 前項の規定による修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務の履行を猶予するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該獣医学生修学資金返還債務履行猶予申請書を提出した者に通知する。

(期間の計算)

第11条 条例第6条に規定する従事期間の計算は、県の機関等において獣医師としてその業務に従事することとなつた日の属する月の翌月(その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月)から県の機関等において獣医師としてその業務に従事しなくなつた日の属する月(獣医師たる保健所等の職員でなくなつた日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月)までの期間の月数による。

- 2 条例第6条第1項第1号に規定する修学資金の貸付けを受けた期間には、第8条第3項の規定により貸し付けられなかつた修学資金に係る期間を含まないものとする。

(返還の債務の免除の申請等)

第12条 条例第6条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、獣医学生修学資金返還債務免除申請書(別記第6号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により獣医学生修学資金返還債務免除申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該獣医学生修学資金返還債務免除申請書を提出した者に通知する。
- 3 条例第6条第2項の規定による修学資金の返還の債務の免除の額は、修学資金の貸付けを受けた者が、県の機関等において獣医師としてその業務に従事した期間を修学資金の貸付けを受けた期間(第8条第3項の規定により貸し付けられなかつた修学資金に係る期間及び第9条の規定により返還した修学資金に係る期間を除く。)の2分の3に相当する期間で除して得た数を修学資金の返還の債務(履行期限が到来していないものに限る。)の額に乗じて得た額とする。

(延滞利息)

第13条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(連帯保証人の変更)

第14条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(届出)

第15条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届書(別記第8号様式)に当該事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第2号又は第4号に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

- (1) 大学を退学し、休学し、停学の処分を受け、若しくは復学し、又は卒業したとき。
 - (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
 - (3) 獣医師の免許を取得したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があつたとき。
- 2 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その遺族又は連帯保証人は、直ちに前項の届書に当該事実を証する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(学業成績表等の提出)

第16条 修学生は、学業成績表及び健康診断書を毎年4月20日までに知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山口県獣医学生修学資金貸与条例施行規則の廃止)
- 2 山口県獣医学生修学資金貸与条例施行規則(昭和45年山口県規則第29号)は、廃止する。

附 則(平成5年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成 6 年規則第 52 号）
この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 13 年規則第 59 号）
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則（平成 31 年規則第 17 号）
この規則は、平成 31 年 3 月 29 日から施行する。